

# 第三者保証報告



## 独立保証報告書

2013年8月9日

コスモ石油株式会社  
代表取締役社長 森川 桂造 殿

KPMG あずさサステナビリティ株式会社  
東京都千代田区大手町1丁目9番

代表取締役社長

齋藤 和彦

### 目的及び範囲

当社は、コスモ石油株式会社(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が作成したコーポレートレポート2013(以下、「コーポレートレポート」という。)に対して限定的保証業務を実施した。本保証業務の目的は、コーポレートレポートに記載されている2012年4月1日から2013年3月31日までの対象とした マークの付されている環境・社会パフォーマンス指標(以下、「指標」という。)が以下に示す会社の定める基準に従って作成されているかについて保証手続を実施し、その結論を表明することである。コーポレートレポートの記載内容に対する責任は会社にあり、当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。

### 判断規準

会社は環境省の環境報告ガイドライン2012年版及びGlobal Reporting Initiativeのサステナビリティ・レポーティング・ガイドライン2006等を参考にして定めた指標の算定・報告基準(以下、「会社の定める基準」という。)に基づいてコーポレートレポートを作成しており、当社はこの会社の定める基準を指標についての判断規準としている。

### 保証手続

当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準(ISAE)3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」(2003年12月改訂)及びサステナビリティ情報審査協会のサステナビリティ情報審査実務指針(2009年12月改訂)に準拠して本保証業務を実施した。本保証業務は限定的保証業務であり、主としてコーポレートレポート上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。

当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- コーポレートレポートの作成・開示方針についての質問
- 会社の定める基準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める基準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定した四日市製油所における現地往査
- 指標の表示の妥当性に関する検討

### 結論

上述の保証手続の結果、コーポレートレポートに記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める基準に従って作成されていないと認められる事項は発見されなかった。

当社及び本保証業務に従事したものと会社との間には、サステナビリティ情報審査協会の倫理規程に規定される利害関係はない。

以上

## 第三者保証業務を終えて

環境パフォーマンス指標に関しては、サービスステーションでの環境負荷が当期から新たに開示され、これにより、国内におけるコスモ石油グループの重要な環境負荷はほぼ網羅的に開示されるようになりました。今後の検討課題としては、コスモ石油グループが直接行う原油生産や原油輸送に伴う環境負荷をどのように開示するかということがあげられると考えます。

社会パフォーマンス指標に関しては、詳細なデータが開示されていますが、大部分の指標の開示対象組織はコスモ石油単体に限定されています。特に重要な社会パフォーマンス指標についてはコスモ石油グループとしての実績が開示できるよう、情報収集の体制や仕組みの構築が期待されます。

世界的なCSR報告の基準となっているGRIによるサステナビリティ・レポーティング・ガイドラインの第4版(G4ガイドライン)が2013年5月に公表され、開示情報の特定プロセスやその結果として特定された重要な側面の開示を求めるなど、今後のCSR報告に重要な影響を与える変更が行われています。G4ガイドラインに準拠するかどうかに関わらず、今後、こうしたCSR報告の新たな動向への対応が求められると考えます。

KPMGあずさサステナビリティ株式会社 赤坂 真一郎

